

# 指定難病更新申請書（郵送分）受付業務委託に関する 企画提案競技実施要領

## 1 企画提案競技の目的

鹿児島市在住の受給者から郵送にて提出された更新申請書類の受付業務を委託するに当たり、プロポーザル（企画提案）により総合的な審査を行い、最も適格な事業者を選定する。

## 2 企画提案競技に付する事項

### (1) 業務名

指定難病更新申請書（郵送分）受付業務

### (2) 業務内容

別に定める「指定難病更新申請書（郵送分）受付業務委託に関する企画提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）のとおり

### (3) 履行場所

鹿児島県庁 2階 健康増進課執務室内（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

その他、本業務を実施するために県が指定する場所

### (4) 履行期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 11 月 13 日まで

## 3 契約事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課疾病対策係

〒 8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号

電 話： 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 1 4

F A X： 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 6

メールアドレス： yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

## 4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店その他の営業所を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日において、鹿児島県から指名停止を受けていないものであること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「協会」という。）からプライバシーマークを付与されているもの若しくは情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度の認証を取得しているもの又は個人情報の取扱いについて協会と同等以上の第三者機関による認定等を受けているものであること。
- (5) 暴力団を構成員に含まない、又は暴力団等と取引がないこと。

## 5 実施要領及び提案依頼書の交付場所

県ホームページ及び3の場所

## 6 説明会

実施しない。

## 7 質問書

企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を受けることができる。

### (1) 提出場所

3に同じ。

### (2) 提出方法

質問書は、持参又は電子メール若しくはFAXによるものとし、提出期限まで随時受付を実施する。

### (3) 提出期限

令和8年4月13日（月）午後5時

### (4) 回答

質問書に対する回答は、県ホームページに掲載する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領又は提案依頼書の追加又は修正とみなす。

## 8 参加受付

企画提案競技に参加する者は、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 本店、支店その他の営業所の概要（様式4）

エ プライバシーマーク付与認定等第三者機関の認定書等の写し

### (2) 提出場所

3に同じ。

### (3) 提出方法

(2)の提出場所に持参又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便（以下、「郵便等」という。）により提出する場合は、配達を証明することができる郵便等とすること。）。

### (4) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時（郵便等により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）

### (5) 参加資格を確認し、その結果は、令和8年4月17日（金）までに文書及び電子メールで通知する。

## 9 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所  
3に同じ。
- (2) 提出方法  
(1)の提出場所に持参又は郵便等により送付すること（郵便等により提出する場合は、配達を証明することができる郵便等とすること。）。
- (3) 提出期限  
令和8年4月22日（水）午後5時（郵便等により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類
  - ア 会社概要（会社案内、パンフレット等）
  - イ 企画提案書
  - ウ 業務委託契約等実績書
  - エ 経費関連積算書
- (5) 提出部数  
提案依頼書による。
- (6) その他
  - ア (4)の提出書類については、提案依頼書により作成すること。
  - イ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
  - ウ 企画提案書は1案に限る。

## 10 審査の実施

企画提案は、別途設置する選定委員会において審査する。

審査は、企画提案書による書類審査で行い、必要に応じてヒアリングを行う。

- (1) 書類審査  
企画提案競技参加者の企画提案書を別途定める評価要領に基づき総合的に審査する。
- (2) ヒアリング  
書類審査にて選定委員が必要と認めた場合は個別にヒアリングを実施し、選定委員会において最終的な評価順位を決定する。  
ヒアリングの詳細な日時及び場所、方法等については別に定め、別途通知する。

## 11 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続き以外の手法により、提案者が選定委員会又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
  - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

## 1.2 企画提案書の採否等

### (1) 最優秀者の決定

提出された企画提案書の中から、その内容、見積金額等を総合的に審査の上、最優秀者を決定する。

### (2) 審査結果

#### ア 通知日

令和8年4月30日(木)頃

#### イ 通知方法

最優秀者に対して文書及び電子メールにより通知する。

## 1.3 契約

### (1) 契約の締結

最優秀者から提出された企画提案書をもとに県と最優秀者との間で協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当者が別に定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約書作成の要否

要

## 1.4 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により免除する。

## 1.5 公平な企画提案競技の確保

- (1) 企画提案競技参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案競技参加者は、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案競技参加者は、最優秀者の選定前に、他の企画提案競技参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案競技参加者が連合し、又は、不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案競技参加者を企画提案競技に参加させないことがある。

## 16 その他

- (1) 本調達の場合に要する一切の費用は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (3) 提出された提出書類は返却しない。
- (4) 県から受領又は閲覧した資料等は県の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (5) この調達に係る契約は、令和8年4月1日以降に確定する。